

<JISマーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

2007年3月9日  
2009年9月2日改訂  
2019年11月29日改訂  
JIS 登録認証機関協議会

コ① 分野別認証指針(JIS Q 1011:2019 レディーミクストコンクリート)

番号	指針項目	認証指針記載内容	設問	適用解釈
1	5.2 項 認証の区分	「…また、認証の申請は、表 1 に示す…呼び強度を組み合わせた○印を付した中から限定してもよい。」	“軽量コンクリート”及び“高強度コンクリート”の場合も呼び強度を限定できると考えてよいか。	JIS Q 1011 5.2 項に明記されているように、社内標準化されていないものは JIS 認証できないので、認証の範囲として当然呼び強度の限定はできる。
2	6.3.1 項 表 2 d)1) (サンプルの抜き取り)	「登録認証機関は、強度試験のためのサンプルの抜き取りを、代表的な同一の呼び強度において行う。」	解釈を明確にして欲しい。	代表的な同一の呼び強度とは、「製造する工場の標準化された JIS A 5308 表1」の中からサンプリングし、強度試験のロット判定を行うために 3 回とも同一の呼び強度とする。
		「…ただし、初回工場審査の実施日に規定量のレディーミクストコンクリートの出荷がなく、2 回目以降の強度試験のためのサンプルの抜き取りができない場合、登録認証機関は、2 回目及び 3 回目の強度試験のためのサンプルの抜き取りの方法について申請者に指示し…」	表 2 の強度試験の c) “抜き取りの方法及びその大きさ”に JIS A 5308 の 11.2 項に基づき抜き取りとあり、11.2 項では、試験頻度は普通・軽量及び舗装コンクリートは 150 m <sup>3</sup> について 1 回を、高強度コンクリートにあつては 100 m <sup>3</sup> に 1 回をそれぞれ標準とする、とある。 当該割合を出荷量の少ない工場に当てはめた場合、3 回分の試験を行う期間が相当長期に亘ることになる。社内標準を適用できないか。	社内標準化された、標準を上回らない、大きさにおいてサンプルを抜き取ることとする。(例:1 ロットを 100 m <sup>3</sup> でも 50 m <sup>3</sup> でも、社内規格に規定していればよい。)

番号	指針項目	認証指針記載内容	設問	適用解釈
2 (続き)	6.3.1 項 表 2 d) 3)	「認証の区分を軽量コンクリート及び／又は高強度コンクリートとしている場合で、初回製品試験を普通コンクリートの初回製品試験に併せて行う場合、初回製品試験実施日に軽量コンクリート及び／又は高強度コンクリートの出荷がないときは、実機（製造設備）で製造したコンクリートからサンプルを抜き取ることができる。この場合、運搬による品質変化を考慮して評価しなければならない。」	高強度コンクリートや軽量コンクリートは生産量が少ないと考えられるが、初回製品試験においても実機による試し練りでよいか。	JIS Q 1011 6.3.1 項 表2 d) 3)に明記されているように普通コンクリートの初回製品試験日に併せて実施する場合製造設備（実機）で製造した製品からサンプルを抜き取ってもよい。ただし、運搬による品質変化を考慮して評価する。
			“運搬による品質変化を考慮して評価しなければならない”の具体的対応は。	工場内で製品試験を行うため現場を想定した運搬によるロス（配合又は修正標準配合で設定した運搬時間）を含んだもので評価（製品）することである。